

詳しくは、下記 YELL ながさきホームページをご覧ください。
チラシや申込書のダウンロードもできますのでご利用ください。

<https://www.yell-nagasaki.jp/koushuu.html>

■ 特 集 — — — — —

◆ 子どものための面会交流（面会交流のルール）

面会交流は何よりも長く続けることに価値があります。そのために最も必要なことはお互いに交わした約束（ルール）を守ることです。ルールとは、何よりも子どもが安心して別居親と会うためにあるのだということと同居親、別居親の双方がよく認識しておく必要があります。

下記の項目は面会交流する際、同居親、別居親の双方にとっての大切な留意点になります。

- ① 時間を守る
（同居親、別居親、子どもの3者間の信頼関係の形成の始まりになります）
- ② 子どもの予定を大切に
（子どもが大切にされていることを実感します）
- ③ のびのび過ごさせる
（深刻な話し、仕事の愚痴は避けましょう）
- ④ お互い（お互いの親族の）の悪口を言わない
（子どもの心が深い安心感に包まれる環境づくりを心がけましょう）
- ⑤ 約束を守る
（親の信頼を得る最大の早道です）
- ⑥ 行き過ぎたプレゼントをしない

(プレゼントは同居親に子どもの希望や考えを聞いて贈りましょう)

⑦子どもにことづけをしない

(面会交流の目的は子どもと会うことです。子どもを仲立ち役にしない)

⑧相手の様子をしつこく聞かない

(面会交流の主人公は子どもです)

ルールはお互いを縛る制約ではなく、それによって子どもやお互いが守られるものであることを理解することが大切です。

※養育費相談支援センター「リーフレット」より抜粋

■ お 知 ら せ -----

◆ 「児童扶養手当」が変わります

対象：障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から

手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります。

これまで、障害基礎年金等（※¹）を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

(※¹) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

2. 支給制限に関する所得の算定が変わります

① 児童扶養手当制度には、受給資格者（母子家庭の母など）と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者（子どもの祖父母など）などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取扱い（※³）があります。

（※³）支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。

② 令和 3 年 3 月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（※⁴）が含まれます。

（※⁴）障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問合せください。

■ 3 月、4 月の予定 —————

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

3 月 17 日（水）13:00～16:00

4 月 21 日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当は、鷺見 賢一 弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスホームページ

<http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記 —————

◆ 奇跡を起こす 3 つのポイント！

新型コロナ感染症拡大から 1 年。社会の様々な変化の中、期待と不安を感じておられる方は多いのではないのでしょうか。変化するには勇気や覚悟が必要ですが、その結果、出来そうにないことができたり、叶わないと思っていたのに叶ったり、奇跡といわれることがおこります。去年亡くなられたプロ野球の野村克也監督は技術のみならず人間力を育てる数々の極意を残され、多くの名選手を輩出しました。その野村監督が語る「奇跡を起こす 3 つのポイント」をご紹介します。

1. 初めてのことを何かやってみる。
2. 知らない人に話しかけてみる
3. 古い物にしがみつかない

そして色紙には「野球に学び、野球を楽しむ」と書いてあるそうです。

さあ 3 月真ただ中、たくさんの出会いが待っています。

自分が学びたいものを学び、楽しみ、皆さんも奇跡を起こしてみませんか？

最後まで読んでいただきありがとうございました。